

# 奈良県公報

## 目次

ページ

〇クリーニング業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則	一	〇平成十一年三月奈良県告示第六百六十五号（騒音に係る環境基準の地域類型の指定）の一部改正	八
〇奈良県会計規則の一部を改正する規則	七	〇家畜伝染病予防法に基づく患畜等の届出があった旨の公示	八
〇葛城市の設置に伴う北葛城郡の区域の人口及び葛城市の人口	七	〇平成十二年十月奈良県告示第三百三十二号（特定鳥獣の捕獲の禁止）の一部改正	八
〇昭和四十六年十一月奈良県告示第三百七十九号（民生委員の定数及び民生委員協議会を組織する区域	八	〇昭和三十九年四月奈良県告示第一号（分任出納員への事務の委任）の一部改正	九

## 規則

クリーニング業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成十六年九月二十八日

### 奈良県規則第十一号

クリーニング業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規

奈良県知事 柿 本 善 也

### 則

（クリーニング業法施行細則の一部改正）

第一条 クリーニング業法施行細則（平成十三年十月奈良県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（開設届）」に改め、同条に次の一項を加える。

3 法第五条第二項の規定による届出は、無店舗取次店営業届（第一号様式の二）により行わなければならない。この場合において、同項の営業としようとする者が法人であるときは、前項第二号の書類を提示しなければならない。

第四条第一項中「第五条第二項」を「第五条第三項」に改め、「届出は、」の下に「クリーニング所にあつては」を、「により」の下に「無店舗取次店にあつては無店舗取次店営業事項変更届（第三号様式の二）又は無店舗取次店廃止届（第三号様式の三）により」を加え、同条第二項中「を提出」を「又は無店舗取次店営業事項変更届を提出」に改める。

第八条第一項中「届出書は、」の下に「クリーニング所にあつては」を、「第七号様式」との下に「無店舗取次店にあつては無店舗取次店相続承継届（第七号様式の二）」を加え、同条第二項中「届出書は、」の下に「クリーニング所にあつては」を、「第八号様式」との下に「無店舗取次店にあつては無店舗取次店合併承継届（第八号様式の二）」を加え、同条第三項中「届出書は、」の下に「クリーニング所にあつては」を、「第九号様式」との下に「無店舗取次店にあつては無店舗取次店分割承継届（第九号様式の二）」を加える。

第一号様式の次に次の一様式を加える。



第二号様式及び第三号様式中「第5条第2項」を「第5条第3項」に改め、同様式の次に次の二様式を加える。

第3号様式の2 (第4条関係)

無店舗取次店営業事項変更届

年 月 日

奈良県知事

殿

届出者 住所

氏名

印

〔 法人にあつては、主たる事務所  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

無店舗取次店営業に係る事項を変更したので、クリーニング業法第5条第3項の規定により届け出ます。

無店舗取次店 業務用車両	自動車登録番号 又は車両番号		
	車両保管場所		
無店舗取次店 名称	名称		
	事項	変更前	変更後
変更内容			
変更年月日			



第7号様式の2 (第8条関係)

無店舗取次店相続承継届		年	月	日
奈良県知事 殿				
届出者 住所				
氏名				
(生年月日		年	月	日)
被相続人との続柄				
無店舗取次店	業務用車両	自動車登録番号 又は車両番号		
被相続人	住所	車両保管場所		
氏名				
相続開始年月日				

クリーニング業法第5条の3第1項の規定に基づき、相続により無店舗取次店  
営業者の地位を承継したので、同条第2項の規定により届け出ます。

第八号様式中「こまろ」を「に基づき」に、「ので」を「ので、同条第2項の規定に  
よる」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

第8号様式の2 (第8条関係)

無店舗取次店合併承継届

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 主たる事務所の所在地  
名称  
代表者の氏名 印

クリーニング業法第5条の3第1項の規定に基づき、合併により無店舗取次店  
営業者の地位を承継したので、同条第2項の規定により届け出ます。

無店舗取次店	業務用車両	自動車登録番号 又は車両番号	
		車両保管場所	
合併した法人 により消 滅した	主たる事務 所の所在地	名称	
		名称	
		代表者の氏名	
		代表者の氏名	
合併の年月日			

第九号様式中「により」を「に基づき」に、「ので」を「ので」、同条第2項の規定に  
より」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

第9号様式の2 (第8条関係)

無店舗取次店分割承継届

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 主たる事務所の所在地  
名称  
代表者の氏名 印

クリーニング業法第5条の3第1項の規定に基づき、分割により無店舗取次店  
営業者の地位を承継したので、同条第2項の規定により届け出ます。

無店舗取次店	業務用車両	自動車登録番号 又は車両番号	名称	主たる事務所の所在地	分割前の法人	分割の年月日
		車両保管場所				
名称						
名称						
名称						
名称						

(保健所長に対する事務委任規則の一部改正)

第二条 保健所長に対する事務委任規則(昭和五十一年四月奈良県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第一条第二十二号(一)中「開設の届出」の下に「、同条第二項の規定による営業の届出」を加え、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十六年十月一日から施行する。(経過措置)

2 この規則の施行の際現に第一条の規定による改正前のクリーニング業法施行細則の規定により提出されている書類は、同条の規定による改正後の同規則の相当規定により提出された書類とみなす。

奈良県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年九月二十八日

奈良県知事 柿本善也

奈良県規則第十二号

奈良県会計規則の一部を改正する規則

奈良県会計規則(平成七年三月奈良県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。第六条の表第六号中スをセとし、シをストし、サをシとし、コをサとし、ケをコとし、クをケとし、キをクトし、カの次に次のように加える。

キ 企画部観光交流局観光課に係る観光振興事業の入場料の収納を行うこと。

附則

この規則は、平成十六年十月一日から施行する。

告示

奈良県告示第三百二十一号

平成十六年十月一日から北葛城郡新庄町及び当麻町を廃し、その区域をもって葛城市を設置することに伴う地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百七十六条第

一項の規定による北葛城郡の区域の人口及び同令第一百七十七条第一項の規定による葛城市の人口は、次のとおりである。

平成十六年九月二十八日

奈良県知事 柿本善也

北葛城郡の区域の人口 九九、三五七人  
葛城市の人口 三四、九五〇人

奈良県告示第三百二十二号

昭和四十六年十一月奈良県告示第三百七十九号（民生委員の定数及び民生委員協議会を組織する区域の指定）の一部を次のように改正し、平成十六年十月一日から施行する。

平成十六年九月二十八日

奈良県知事 柿本善也

第一号の表中 香芝市八九を香芝市八九に、

北葛城郡	新庄町	三三二	を	北葛城郡	上牧町	三一	に改める。
当麻町	二八	上牧町		三一			
上牧町	三二						

第二号中10を11とし、9の次に次のように加える。

10 葛城市

- (一) 新庄地区
- (二) 當麻地区

奈良県告示第三百二十三号

平成十一年三月奈良県告示第六百六十五号（騒音に係る環境基準の地域類型の指定）の一部を次のように改正し、平成十六年十月一日から施行する。ただし、告示文の改正規定は、平成十六年九月二十八日から施行する。

平成十六年九月二十八日

奈良県知事 柿本善也

告示文中「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（平成五年政令第三百七十一号）第二項」を「環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第二項」に、「騒音に係る環境基準」を「騒音に係る環境基準について」に改める。

表Aの項中「香芝市」の下に「葛城市」を加え、「新庄町、当麻町」を削る。

奈良県告示第三百二十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、家畜伝染病の発生があった旨、次のとおり届出があった。

平成十六年九月二十八日

奈良県知事 柿本善也

- 一 病名 伝達性海綿状脳症（牛海綿状脳症）
- 二 家畜の種類 乳用牛
- 三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数 患畜一頭
- 四 発生の場所又は区域 北葛城郡新庄町
- 五 発生年月日 平成十六年九月二十三日
- 六 その他参考となるべき事項 当該牛は焼却処分

奈良県告示第三百二十五号

平成十二年十月奈良県告示第三百三十二号（特定鳥獣の捕獲の禁止）の一部を次のように改正し、平成十六年十月一日から施行する。

平成十六年九月二十八日

奈良県知事 柿本善也

本文中「香芝市」の下に「葛城市」を加え、「新庄町、当麻町」を削る。



奈良県告示第三百二十六号

昭和三十九年四月奈良県告示第一号(分任出納員への事務の委任)の一部を次のように改正し、平成十六年十月一日から施行する。

平成十六年九月二十八日

奈良県知事 柿本善也

表出納局に勤務する出納員の項中

四 奈良県情報公開条例附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる公文書の開示に係る写しの作成及び送付に要する費用等の収納を行うこと。

を

四 奈良県情報公開条例附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる公文書の開示に係る写しの作成及び送付に要する費用等の収納を行うこと。

に改める。

企画部観光交流局観光課に係る観光振興事業の入場料の収納を行うこと。	企画部観光交流局観光課に勤務する分任出納員
-----------------------------------	-----------------------

【定 価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発 行

奈 良 県

奈良市登大路町三〇  
電話 〇七四二―三二一―一〇二代

印 刷

株 式 会 社 春 日

奈良市三条栄町九―一八  
電話 〇七四二―三五―七三二代

本誌は再生紙を使用しています。